

神奈川県動物愛護管理推進計画（令和３年度～令和12年度）

令和７年度実施計画

施策１ 動物愛護管理に関する普及啓発

① 動物愛護普及行事の実施

- 「動物フェスティバル神奈川」、「動物愛護フェスタよこはま」、「動物愛護フェアかわさき」、「動物フェスティバルよこすか」等のイベントを開催し、動物愛護精神の普及啓発を図る。（県、横浜市、川崎市、横須賀市）
- 動物愛護センターの「休日施設開放デー」を行い、動物愛護精神の普及啓発を図る。（県）
- 「適正飼養キャンペーン」として、市内統一的に啓発活動強化月間を設け、適正飼養や地域猫活動について、幅広く市民への啓発を図る。（川崎市）
- さがみはら動物愛護キャンペーンを開催し、動物愛護精神の普及啓発を図る。（相模原市）
- 動物愛護センターの一般開放（動物愛護センター開放DAY）を行い、動物愛護にまつわる行事を通じて動物愛護精神の普及啓発を図る。（横須賀市）
- 「藤沢市動物愛護のつどい」を開催し、動物愛護精神の普及啓発を図る。（藤沢市）
- 「譲渡会」等のイベントを開催し、動物愛護精神の普及啓発を図る。（茅ヶ崎市）

② 適正飼養講習会等の開催

- 譲渡前講習会、譲渡後講習会（飼い主教室）、飼い主向けの各種教室等を実施し、動物の適正飼養に必要な知識の普及を図る。

③ 教育現場等での普及啓発の推進

- 夏休み等の学校が長期休みの期間に、動物愛護センターにて、業務紹介を踏まえた「いのちの教室」座学と、センターのバックヤード見学等を行い、動物愛護や適正飼養の普及啓発を行う。（県）
- 幼稚園、保育園、小学校等へ出張し、いのちの大切さを伝える「いのちの教室」を実施する。（県）
- 中学生及び高校生を対象とした、職業講話や殺処分ゼロに対する取り組みについての講習を実施する。（県）
- 小学校へ出張、あるいは動物愛護センターに児童を迎えて、動物との正しい接し方などをわかりやすく紹介する教室を実施する。（横浜市）
- 市内の保育園及び小学校等を対象とした出張型又は来所型の動物愛護教室「いのち・MIRAI教室」や小学生を対象とした夏休み中のサマースクール及び冬休み中のウィンタースクールを実施し、幼少の頃からの動物愛護及び適正飼養の普及啓発を図る。（川崎市）
- 動物愛護センターの役割や業務を正しく理解してもらうことや、より広く動物愛護の普及啓発を図るため、バックヤードツアー等のセンター見学を行う。（川崎市）
- 教育委員会が作成する出前講座等の一元化リストに登録し、小・中学校等からの求めに応じて、動物愛護及び適正飼養の普及啓発を図る。（相模原市）
- 夏休みに小学生の「お仕事を学ぼう教室」を実施し、また中学生等の職場体験等を積極的に受け入れ、動物愛護精神の普及啓発を図る。（横須賀市）

- 小学校へ出張し、ボランティア団体と協働で動物愛護精神の普及啓発を目的とした講演会を実施する。（横須賀市）
- 小学校へ出張し、動物愛護推進員と協働で動物愛護精神及び適正飼養の普及啓発を図る。（藤沢市）

④ 広報媒体による普及啓発

- 自治体ホームページや自治体広報誌に動物の適正飼育に関する記事を掲載する。
- 公式SNSにより、譲渡動物情報や各種イベント等に係る情報発信を実施する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）
- メール配信サービスを用いて、譲渡会やイベント等に係る情報発信を実施する。（茅ヶ崎市）
- コミュニティFMの番組内で、マナー啓発やイベント等に係る情報発信を実施する（茅ヶ崎市）
【新規】

⑤ その他の取組み

- 社会福祉部局と連携して、ケアマネージャー、ホームヘルパー等に対し、高齢者のペット飼育、多頭飼育問題等に関する情報提供及び協力依頼を行う。（川崎市）

施策2 動物の引取り数減少への取組

① 飼い主への普及啓発等

- 動物の引取りを申し出る者に対して、原則として事前相談を受けるものとし、終生飼養や自ら譲渡先を探す等、飼い主への適正飼養指導を行う。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 動物取扱責任者研修等の機会を捉え、動物取扱業者が購入者や利用者に対して動物を適正に飼養するための情報を提供するよう普及啓発を行う。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）
- 飼い主の緊急時に備えた緊急連絡カードを作成・配布し、緊急時のペットの預け先の事前確保等、飼い主への普及啓発を図る。（藤沢市）

② 新たに飼い主となる人への啓発

- 譲渡前講習会で動物の適正飼養に必要な知識の普及を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市）
- 動物取扱業者に対し、終生飼養、避妊去勢手術の必要性等を、新たに動物の飼い主となる人に向けて説明するよう指導し、動物の飼養者としての責任を十分に自覚させ、動物を適正に取扱うよう啓発を図る。（県）
- 犬の飼い主向けのリーフレット「飼い犬のしおり」や動物の飼い主向けのリーフレットを窓口や動物取扱業施設等へ配布依頼する等して適正飼養について啓発を図る。（川崎市）
- 犬や猫の飼い主向けのチラシやリーフレットを窓口や動物取扱業施設へ配架依頼し、適正飼養について啓発を図る。（横須賀市）【新規】

③ 繁殖制限措置の実施の推進

- 動物愛護センターから譲渡する犬や猫について、原則として避妊又は去勢手術を行う。（県、横浜市、川崎市、横須賀市）

- 飼い主のいない猫の不妊又は去勢手術費用の一部補助を実施するとともに、地域猫活動の支援事業を行う。（横浜市）
- 飼い猫又は責任をもって世話をしている所有者の判明しない猫を対象とした不妊又は去勢手術の補助を実施するとともに、地域猫活動の支援事業を行う。（川崎市）
- 「人と猫との共生社会支援事業」において、野良猫等の不妊又は去勢手術費用の一部助成及び捕獲器の貸出し、地域猫の不妊又は去勢手術（協定動物病院へ助成）を実施する。（相模原市）
- 麻布大学との連携により、市保健所から譲渡する犬猫に対して、不妊去勢手術を実施する。（相模原市）
- 飼い猫又は責任をもって世話をしている所有者の判明しない猫を対象とした避妊又は去勢手術の補助を実施し、みだりな繁殖の防止を推進する。（横須賀市、藤沢市）
- 市内ボランティア団体と協働で飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施する。（茅ヶ崎市）

施策３ 動物の返還・譲渡の推進

① 動物の返還の推進

- 動物愛護センター等に収容された犬等について、ホームページに情報を公開し、返還を推進する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 一般家庭で保護されている所有者不明の犬等の情報をホームページに公開し、返還を推進する。（県）

② 動物の譲渡の推進

- 動物愛護センターの譲渡対象動物情報をホームページや公式SNSを利用して周知を行う。（県、横浜市、川崎市、横須賀市）
- 県が引き取り又は収容した動物の命を守り、その飼養を希望する者に譲渡するための取組の充実を図るために必要な資金を積み立てるため、引き続き、ペットのいのち基金を募集する。（県）
- ペットのいのち基金を活用して、ケガや病気の犬猫に適切な治療を行い、また、しつけや馴化を行うことで譲渡を推進する。（県）
- 犬・猫等の譲渡会をオンライン及び動物愛護センターにて開催し、譲渡推進を図る。（県）
- 動物愛護センターで、ボランティアによる動物のトリミング等を行い、譲渡の推進に努める。（県）
- ボランティアによる犬や猫の譲渡会の開催に協力する等、ボランティアが保護している犬や猫の譲渡推進を図る。（県）
- 公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体等と連携し、譲渡を一層推進する。（横浜市）
- 動物愛護センターで譲渡を行った動物について、随時飼育相談に応じ、譲渡動物の近況報告により、動物の飼養状況等を確認する。（横浜市）
- 動物愛護センターにおいて、譲渡登録団体による譲渡会を開催し、譲渡を推進する。（横浜市）
- 川崎市動物愛護関連事業への寄附を募集し、動物愛護センターに収容された犬猫等の動物の譲渡事業などの動物愛護事業に活用する。（川崎市）
- 動物の譲渡を希望する人と飼養を希望する人とを、動物愛護センターのホームページ上で仲介する「動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業」により、動物にできる限り生存の機会を与える取組を推進する。（川崎市）

- 動物愛護センターで譲渡を行った動物の飼い主に対して、譲渡後訪問を行い、動物の健康状態や飼養状況等を確認するとともに、適正飼養管理等の相談に応じる。（川崎市）
- 毎月定期的に動物愛護センターで譲渡会を開催する。また、動物愛護センターを譲渡会会場として貸し出し、譲渡登録団体による譲渡を推進する。（川崎市）
- 「人と猫との共生社会支援事業」において、猫の譲渡面接会を行う。（相模原市）
- 譲渡登録ボランティア団体と連携し譲渡の推進を図る。（相模原市）
- 猫のボランティア団体が開催する猫の譲渡会の会場として、犬の一時抑留施設を貸し出す。（相模原市）
- 収容猫の獣医療ケアを一般社団法人相模原市獣医師会に委託するとともに、家庭等での飼養管理を一時預かりボランティアに依頼し、健康面及び馴化面での譲渡適性を高め、譲渡の推進を図る。（相模原市）
- ホームセンターで市が収容している猫の譲渡会を開催する。（相模原市）
- ボランティアと連携し譲渡の推進を図る。（横須賀市）
- 動物愛護センター愛護棟で、猫の習性を活かした飼養をし、譲渡を推進する。（横須賀市）
- ボランティアと連携し保健所において譲渡会を開催する。（藤沢市）
- 茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会主催の譲渡会を開催する。（茅ヶ崎市）
- 市内ボランティア団体と協働で保護猫の譲渡会（保護猫たちの幸せ探し会）を開催する。（茅ヶ崎市）

施策 4 所有明示の推進

① 犬の登録等の推進

- 講習会、収容犬の返還時、広報紙等への掲載により、登録等を推進する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

② 所有明示の推進

- 動物愛護センターから譲渡する犬や猫には原則としてマイクロチップを装着する。（県、横浜市、横須賀市）
- マイクロチップの普及啓発のため、リーフレットの配架、各種イベント等でマイクロチップの展示やホームページへの掲載等を行う。（県、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- ホームページへの掲載等によるマイクロチップの普及啓発を行い、マイクロチップ装着推進事業として、飼い犬、飼い猫に対し、装着費用の一部補助を実施する。（横浜市）
- 犬猫のマイクロチップ装着等の義務化、狂犬病予防法の特例制度について、ホームページへの掲載、窓口配架等により、普及啓発するとともに、猫の迷子札を窓口等で無料配布する。（川崎市）
- 「マイクロチップによる所有者明示措置推進要綱」に基づき、動物愛護センターから譲渡する犬猫に対しては、マイクロチップを装着する。（川崎市）
- 狂犬病予防法の特例制度を適用し、ホームページへの掲載、窓口等におけるリーフレットの配架等により、マイクロチップの装着を普及啓発するとともに、各種イベント等でマイクロチップの説明及び展示やホームページへの掲載等を行う。（相模原市）

施策5 動物による危害や迷惑の防止

① 飼い主のいない猫への対策

- 変動超音波式ネコ被害軽減器を貸し出す。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 「飼い主のいない猫対策ガイドライン」の周知を図る。（県、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 飼い主がいない猫を適正に管理できると認められる者が管理する猫について、動物愛護センター又は委託動物病院で避妊又は去勢手術の支援を行う。（県）
- 「横浜市猫の適正飼養ガイドライン」の周知を図るとともに、地域猫活動支援事業を実施し、ガイドラインの趣旨に沿った活動を支援する。（横浜市）
- 「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」の周知を図るとともに、地域猫活動の支援事業をすすめ、登録したサポーターに対して、捕獲器の貸出し、不妊又は去勢手術費用の一部助成や動物愛護センターにおける無料手術等の支援を行う。（川崎市）
- 「相模原市猫の適正飼養ガイドライン」の周知を図り、猫の適正飼養の啓発を行う。（相模原市）
- 「人と猫との共生社会支援事業」において、猫の相談会、地域猫活動支援事業を行う。また、野良猫等の不妊又は去勢手術費用の一部助成及び捕獲器の貸出し、地域猫の不妊又は去勢手術（協定動物病院へ助成）を実施する。（相模原市）
- 猫への無責任な餌やり防止看板を配布する。（横須賀市）
- 地域猫活動支援事業を実施し、地域猫活動団体の登録と、登録した団体の管理する猫を動物愛護センターで避妊又は去勢手術を行う。（横須賀市）
- 横須賀市地域猫活動等啓発推進協議会を継続し、更なる地域猫活動の推進を図る。（横須賀市）
- 横須賀市地域猫活動等啓発推進協議会サポートメンバー情報交換会を開き、更に協働を進める。（横須賀市）
- 猫による危害や近隣への迷惑を軽減するため「のら猫による近隣トラブルを防ぐために」等のリーフレットを配布する。（藤沢市）

② 飼い主への普及啓発

- 「神奈川県猫の適正飼養ガイドライン」「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」、「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」、「相模原市猫の適正飼養ガイドライン」を活用し、猫の飼い主への適正飼養を促し、猫の飼い主への避妊又は去勢手術や屋内飼養等の重要性について引続き啓発する。（県、横浜市、川崎市、相模原市）
- 犬の糞尿被害防止啓発看板を配布する。（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 広報紙において犬や猫の飼い主に対してマナーの向上や動物の適正な飼養管理についての記事を掲載し、普及啓発を図る。（横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 「適正飼養キャンペーンの」一環として、犬や猫の飼い主に対して、マナーの向上や動物の適正な飼養管理についてのリーフレットを町内会回覧する。（川崎市）
- 飼い猫、飼い犬の適正飼養を啓発するためのパンフレットを配布する。（横須賀市）
- 飼い猫の適正飼養を啓発するため「猫を正しく飼いましょう」のリーフレットを配布する。（藤沢市）

- 犬のフン害防止対策としてイエローチョーク作戦の普及啓発を行う。（茅ヶ崎市）

③ 犬による危害等防止

- 狂犬病予防及び動物愛護管理の両面から、捕獲、抑留又は野犬等の収容により、こう傷事故等の発生の未然防止を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- こう傷事故等の発生時には迅速に対応し、飼養者に対して適正な飼養管理方法を指導することにより再発防止に努める。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

④ 特定動物による危害等防止

- 特定動物の飼養等許可及び飼養施設の監視を行い、逸走防止のための措置や特定動物の飼養又は保管に対する法令遵守を徹底させ、特定動物による危害の発生防止を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）

⑤ 不適正な多頭飼育対策

- 10頭以上の犬や猫を飼う場合に、条例に基づく届出が義務化されたことの周知を図るとともに、届出により飼育状況を早期に把握して適正飼育について助言や指導を行う。（県、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 犬猫の多頭飼育による不適正な飼育を防止するため、福祉部局等の関係機関と連携を強化し、飼い主に対する調査、指導等の対応を行う。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 多頭飼育問題に対し、ケースワーカーや保健師などと連携して、適正飼育や周辺の生活環境の改善指導等を強化します。また新たに、飼い主に対して、専門知識をもつ支援員による相談対応の取組を推進します。（横浜市）
- 保健福祉事務所等ごとに結成している「見守りチーム」により、不適正な多頭飼育の早期探知、探知時の連携体制や情報共有を図る。（県）
- 犬猫を多頭飼育している飼い主が適正に飼育するため、避妊去勢手術を実施したいが、経済的に困窮しており、その実施ができない場合、又は犬猫が衰弱する等の虐待を受ける恐れがある事態等、緊急的対応の必要がある場合等、一定の条件を満たした上で、必要に応じて県が避妊去勢手術の支援をする。（県）
- 6頭以上の犬又は猫を飼う場合に、条例に基づく届出が義務化されたことの周知を図るとともに、届出により飼育状況を早期に把握して適正飼育について助言や指導を行う。（相模原市）【新規】
- 多頭飼育問題の避妊去勢手術については、神奈川県との覚書に基づき、県と連携して支援する。（藤沢市、茅ヶ崎市）
- 不適当な多頭飼育の早期発見のため、福祉部局が業務対応の中で多頭飼育相談を希望される飼い主を把握した場合、連携して問題解決を図るとともに、その後の見守りを続ける。（茅ヶ崎市）

施策6 遺棄・虐待防止の取組

① 普及啓発

- 動物を安易に飼い始めないこと、飼養開始前に動物の習性等を理解しておくことについて、リーフレット、ホームページ等により普及啓発を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、

藤沢市、茅ヶ崎市)

② 遺棄・虐待発生時の対応

- 警察、市町村、自治会、動物愛護団体、獣医師、福祉部門等との連携を密にすることにより、遺棄・虐待事例発生時には迅速に対応する。(県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市)

施策7 動物取扱業の適正化

① 動物取扱業者への監視指導等

- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業者の登録申請、施設立入検査、苦情対応、動物取扱責任者研修等の機会を通じて、法令遵守、動物の適正な飼養管理、業務に必要な知識及び技術等に対する啓発指導を実施する。(県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)

② 動物取扱業者の知識・技術の向上

- 動物取扱業者の自主管理を推進するため、繁殖管理、従業員教育、記録の保管等について指導を行う。(県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)
- 動物取扱責任者研修を開催する。(県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)

施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

① 実験動物の適正な取扱いの推進

- 施設の把握に努め、各施設における自主管理状況を確認するとともに、実験動物の適正な取扱いに関する国等からの最新情報を実験動物飼養施設に周知する。(県)

② 産業動物の適正な取扱いの推進

- 産業動物の適正な取扱いに関する国等からの情報を、関係機関と連携し畜産農家等に周知する。(県)

施策9 人と動物の共通感染症への取組

① 普及啓発

- 県民や動物取扱業者に対し、講習会、ホームページ等により人と動物の共通感染症に関する知識や対策についての普及啓発を図る。(県)

② 調査、情報収集等の実施

- 動物愛護センターに収容された犬や猫等の病原体検査を実施し、感染の実態把握及び未然防止を図る。(県、横浜市、川崎市、横須賀市)
- 人と動物の共通感染症の病原体感染状況及び感染の恐れのある疾病の実態把握を目的とした検査等を実施し、飼養及び健康管理が適正に行われるよう指導する。(県)
- 動物由来感染症の情報共有及び体制整備を目的として、医学、獣医学の学識者から構成される横浜市動物由来感染症対策検討会を開催する。(横浜市)

③ 発生時に備えた対応等

- 人と動物の共通感染症の発生が疑われる場合、関係機関が連携して調査等の対応を実施し、拡大・再発防止を図る。（県、横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 動物由来感染症の発生予防やまん延防止を目的に、令和6年3月に策定された「川崎市感染症予防計画」に基づき関係各機関及び関係団体と連携し、動物取扱業者等への啓発や発生時調査への協力を行う。（川崎市）
- 令和6年（2024年）4月に策定された「茅ヶ崎市感染症予防計画」に基づき、人と動物の共通感染症の発生に備え、関係部局ならびに関係機関と連携し、市民に対して周知徹底を図る。また、獣医師には、感染症法第13条に基づく届出について周知徹底を図る。（茅ヶ崎市）
- 愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「死亡した愛がん鳥の鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき調査を実施し、拡大防止を図る。（県、茅ヶ崎市）
- 愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「横浜市高病原性鳥インフルエンザ等対応指針」に基づき調査を実施し、拡大防止を図る。（横浜市）
- 愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「川崎市高病原性鳥インフルエンザ等対応指針」に基づき調査を実施し、拡大・再発防止を図る。（川崎市）
- 愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、対応マニュアルに基づき調査を実施し、拡大防止を図る。（相模原市）
- 愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「横須賀三浦地域における高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応の手引き」に基づき調査を実施し、拡大防止を図る。（横須賀市）
- 愛がん鳥の死亡により鳥インフルエンザが疑われる場合、「藤沢市死亡した愛がん鳥の鳥インフルエンザ対応マニュアル」に基づき調査を実施し、拡大防止を図る。（藤沢市）

施策10 災害対策

① 災害時における体制の整備

- 災害時動物救護活動マニュアルに基づき、県内の保健所設置市等との調整を図る。（県）
- 横浜市防災計画に基づき、動物に係る災害対策を推進する。（横浜市）
- 横浜市災害時動物救援連絡会を中心として、災害時の救護活動等について具体的な内容を検討する。（横浜市）
- 川崎市地域防災計画に基づき動物に係る災害対策を推進する。（川崎市）
- 「災害時の動物救援活動に関する協定書」に基づき、獣医師会等と救援活動の具体的な内容を検討する。（川崎市、横須賀市）
- 「災害時の動物救護活動に関する協定書」等に基づき、動物の救護活動の具体的内容について、引続き獣医師会等と検討する。（相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 相模原市地域防災計画に基づき動物に係る災害対策を推進する。（相模原市）
- 横須賀市地域防災計画に基づき動物に係る災害対策を推進する。（横須賀市）
- 藤沢市地域防災計画に基づき動物に係る災害対策を推進する。（藤沢市）
- 茅ヶ崎市地域防災計画に基づき動物に係る災害対策を推進する。（茅ヶ崎市）

② 平常時の準備

- ペットの災害対策に係るリーフレットを配布し、日頃からの健康管理やマイクロチップの装着等、

平常時の備えについて普及啓発を図る。（県）

- 県・6市で災害連携検討会を開催し、発災時の連携体制について検討する。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 冊子「災害時のペット対策」の配布、市ホームページへの掲載を継続し、動物愛護フェスタ等のイベントや地域防災拠点での防災訓練等で飼い主を対象とした啓発やペット同行避難訓練を実施するなど、平常時の備えについて普及を図る。（横浜市）
- 冊子「災害時のペット対策」「地域防災拠点におけるペット災害対策（動画）」を活用し、地域防災拠点におけるペットの一時飼育場所や飼育ルール作成等の啓発を進める。（横浜市）
- 「ペットの飼い主のための防災手帳」、「備えていますか？ペットの災害対策」、「風水害の時ペットと避難する際のお願い」等を活用し、日常からの防災意識を高めるとともに、実際に被災した場合の対処についても市民に広報する。（川崎市）
- さがみはら動物愛護キャンペーン等の行事や総合防災訓練を通じて、リーフレット等を活用し、ペットの災害対策について普及啓発を図る。（相模原市）
- 動物フェスティバル等の行事を通じて、ペットを共にした避難対策について普及啓発を図る。（横須賀市）
- ペットの防災準備に係るリーフレットを配布し、平常時の防災対策について普及啓発を図る。（横須賀市）
- リーフレット「災害時動物救護マニュアル～ペット飼い主編～」、「防災愛犬カード」を配布し、ペットに係る平常時の災害への備えについて普及啓発を図る。（藤沢市）
- 「避難所でのペットの受け入れについて（ガイドライン）」を配布し、ペットに係る平常時の災害への備えについて普及啓発を図る。（茅ヶ崎市）

施策11 人材育成

① 協議会等の開催

- 協議会等の開催により、関係者間の協働関係の構築を図る。（県、横浜市、茅ヶ崎市）

② 動物愛護推進員の委嘱及び研修等の実施

- 動物愛護推進員、ボランティア等の活動を支援する。（県、横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市）
- 動物愛護推進員に対し、活動の内容、動物愛護行政の現状と課題等について研修を実施する。（県）
- 地域における動物の愛護や適正な飼養に関する指導・助言等に必要な法令等の知識向上に資するための研修を、動物適正飼育推進員を対象として実施する。（横浜市）
- かわさき犬・猫愛護ボランティアに対する積極的な情報提供・情報交換、「動物愛護フェアかわさき」等の動物愛護普及啓発イベントでの協働を通じて、さらなる育成・支援を行う。（川崎市）

③ 関係機関等との連携

- 動物愛護管理行政に協力する県内の動物愛護団体等について、その活動内容等の把握を図り、各施策の実施にあたっての連携を図る。（県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）

神奈川県動物愛護管理推進計画の推進

- 「神奈川県・保健所設置市動物愛護管理推進会議」を開催し、計画に基づく事業の推進及び進行管理や施策の総合的な企画及び調整を実施する。（県）